

(仮称)千歳市暴力団排除条例(素案)

パブリックコメント(市民意見公募)閲覧用資料

意見募集期間	平成25年9月17日(火)～平成25年10月16日(水) ※郵送の場合は、当日消印有効
応募資格	千歳市内に居住、在勤または在学の方
意見の提出方法	<ul style="list-style-type: none">○ 「意見書用紙」に氏名・住所(法人の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先)・電話番号・ご意見等を漏れなく記載してください。○ 郵便、ファクシミリ、電子メール、意見箱への書面の投函のいずれかによります。○ 記載事項漏れや電話・口頭でのご意見は、提出意見として取り扱わない場合があります。
意見の提出先 問い合わせ先	〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地 千歳市市民環境部市民生活課 電話：0123-24-3131(内)373 FAX：0123-22-8853 Eメール： shiminseikatsu@city.chitose.hokkaido.jp


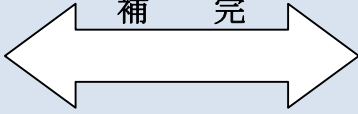
(仮称)千歳市暴力団排除条例(素案)

条例を制定する理由

暴力団は、市民生活の場に深く介入し、暴力やこれを背景とした資金獲得活動によって、市民や事業者に多大な脅威を与えています。安全で平穏な市民生活を確保し、及び地域経済の健全な発展のために社会全体で暴力団を排除していくことが求められており、既に平成23年4月から「北海道暴力団の排除の推進に関する条例」が施行されています。

道条例では、道の公共事業等から暴力団を排除したり、道の公の施設が暴力団の活動に利用させないようにしたりすることが規定されていますが、道内市町村の事務事業に対しては規定がありません。また、事業者に対しては暴力団の利用を禁止していますが、市民に対しての規定がありません。これらを補完するために市で条例を制定しようとするものです。

[イメージ図]

北海道暴力団排除条例	千歳市の市民、事業者等にも適用される条項		千歳市暴力団排除条例で定める条項
<ul style="list-style-type: none"> 目的 定義 基本理念 道の責務 道民の責務 事業者等の責務 	 <p>補 完</p>		<ul style="list-style-type: none"> 目的 定義 基本理念 市の役割 市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> 公共事業等に係る措置 公の施設に係る措置 	市の事務事業には適用されない。	市条例で規定する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 市の契約事務等に係る措置 公共施設の利用に係る措置
<ul style="list-style-type: none"> 道民等に対する支援 青少年に対する指導等 啓発活動 委任 	 <p>補 完</p>		<ul style="list-style-type: none"> 市民及び事業者に対する支援 青少年に対する指導等 啓発活動 委任
<ul style="list-style-type: none"> 道民等による情報提供に対する措置 警察による保護措置 事業者による暴力団利用行為等の禁止 事業者による利益供与の禁止 契約時における措置 不動産の譲渡等における措置 	<ul style="list-style-type: none"> 宅地建物取引業者の情報提供 市町村に対する支援 暴力団事務所の開設及び運営の禁止 報告等の徴収 勧告 適用上の注意 罰則 		<ul style="list-style-type: none"> 市民による暴力団の利用の禁止 市民による暴力団の利益供与の禁止 個人情報の収集および提供

条例（素案）の概要

目的

- 暴力団の排除に関し、基本理念を定めます。
- 市、市民及び事業者の役割を定めます。
- 暴力団の排除に関する施策を定めます。

これらによって、暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活の確保と地域経済の健全な発展を目指します。

基本理念

- 暴力団を恐れない、暴力団に対して資金を提供しない、暴力団を利用しない、の「3ない運動」を基本とします。
- 市、市民、事業者、北海道、北海道警察等関係する機関・団体が相互に連携して、暴力団を排除します。

市の役割

市は、基本理念にのっとり、関係する機関・団体と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施するものとします。

（１）契約事務における措置

- 市が発注する建設工事その他の事務又は事業（以下「市の事務事業」という。）の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員又は暴力団関係事業者について、市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとします。
- 市の事務事業に関する契約の相手方に対し、下請けのその他の当該公共事業等に関連する契約の相手方から暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講ずるよう義務付けるものとします。
- 市の事務事業に係る契約の相手方又は下請契約等の相手方が業務の遂行に当たって暴力団員若しくは暴力団関係事業者から不当要求を受けたとき又は不当要求を受けたことを知ったときは、市への報告や警察に通報するなどの必要協力を行うよう義務付けるものとします。
- 市の事務事業に関する契約の相手方が規定に定める義務に違反したときは、当該契約の相手方を市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとします。

《用語の説明》

- 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。法第2条第2号では、「その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」と定義しています。
- 暴力団員とは、法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。法2条第6号では「暴力団の構成員」と定義しています。
- 暴力団関係事業者とは、暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいいます。
- 「市が実施する入札に参加させない等の必要な措置」とは、公共事業等の相手方が暴力団員又は暴力団関係事業者でないことを確認し、これらの者であった場合には入札に参加させないほか、契約後に暴力団又は暴力団関係事業者であることが判明した場合の契約解除権の設定などが考えられます。
- 「暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講ずるよう求める」とは、市が契約する相手方に対し、その契約に関連するすべての契約について、暴力団関係事業者と契約を行わないよう求めることや、契約後にその相手方が暴力団関係事業者であることが判明した場合の契約解除権の設定を求めるなどの措置を求めることをいいます。

（2）公共施設の利用に係る措置

- 市が設置する公共施設が暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置を講ずるものとします。
- 例えば、暴力団組長の襲名披露パーティーや暴力団主催による歌謡ショー、格闘技等のイベントなど、資金源獲得活動の一環として行われる各種興業その他公序良俗に反する会議などがあげられます。
- 暴力団員が個人的に体育館等の施設を利用する場合などは該当しません。

- 市が設置する公共施設とは、市が住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するために設ける施設をいい、コミュニティセンターや集会所などが当たります。

（3）市民及び事業者に対する支援

- 市民及び事業者が暴力団の排除のための活動に自主的に、相互に連携・協力して取り組むことができるよう、情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとします。
- 暴力団の排除に関する相談があった場合、内容に応じて、警察の相談窓口への紹介や、北海道暴力追放センターを活用することなどを助言します。

（4）啓発活動

- 市民及び事業者が暴力団の排除に対する理解を深め、及び暴力団の排除に関する活動に取り組む気運を醸成するため、広報その他の必要な啓発活動を行うものとします。

(5) 青少年に対する指導等

- 青少年に対し、暴力団への加入防止や暴力団犯罪からの被害防止のための指導等が適切に行われるようにするため、青少年の育成に携わる者に対し必要な支援を行うものとします。
- 暴力団の犯罪に関する情報のみならず、暴力団の活動実態、組織実態に関する情報等暴力団の排除に資すると認められる情報を提供するなど必要な支援を行います。

(6) 個人情報の収集及び提供

- 市の機関や公の施設の指定管理者は、この条例に基づいて暴力団の排除を図ることを目的として必要な範囲内で個人情報を収集し、暴力団の排除を図るために必要があると認められるときは、警察その他の関係機関に提供し、暴力団員であるかどうかの確認をすることができるものとします。

- 「市の機関」とは、千歳市個人情報保護条例第2条第2項で規定する、議会、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- 「指定管理者」とは、公の施設の管理を行わせるため、その設置者である市が指定した法人その他の団体のことをいいます。

(7) 市民の役割と禁止事項及び事業者の役割

- 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に対する理解を深め、暴力団の排除に努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとします。
- 市民は、債権の回収、紛争の解決等に関して暴力団員等を利用し、又は自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧する等暴力団の威力を利用してはならないこととします。
- 市民は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならないこととします。
- 事業者は、基本理念にのっとり、暴力団を利することにならないよう、暴力団の排除に積極的に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとします。

- 「罰則」については設けません。これは、道条例において、事業者に対し、同様の禁止行為の規定を設けていますが、その違反に対する罰則まで設けておらず、千歳市民に対してだけ罰則を設けることは、比較均衡上、望ましくないこと。また、違反に対し、行政指導を行うことには、その事実を確認することが必要となりますが、警察組織を持たない市がそのような確認を行うことは困難であるためです。
- 事業者に対する禁止規定は、道条例において設けられており、千歳市内の事業者にも適用があることから、市条例でこれらの禁止規定を設ける必要がないためです。

施行時期

条例の施行時期は、平成26年4月1日を予定しています。

(仮称) 千歳市暴力団排除条例 (素案)

(目的)

第1条 この条例は、千歳市（以下「市」という。）からの暴力団の排除について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団排除に関する施策の基本的事項等を定めることにより、社会全体で暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活の確保及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団の排除 暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる市民の生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (4) 暴力団関係事業者 暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本とし、市、市民、事業者、関係機関及び関係団体による相互の連携及び協力の下に社会全体で推進されなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の協力を得るとともに、北海道及び北海道警察その他暴力団員による不当な行為の防止を目的とする機関及び団体と緊密な連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を実施するものとする。

- 2 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、警察その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するものとする。

(市民及び事業者の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団排除のための活動に自主的に、

かつ相互に連携して取り組むよう努めるとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）に関し、暴力団を利することとならないよう努めるとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 市民等は、暴力団排除に資すると認められる情報を取得したときは、市又は警察その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

（市の契約事務における措置）

第6条 市は、その発注する建設工事その他の市の事務又は事業（以下「市の事務事業」という。）により暴力団を利することとならないよう、暴力団又は暴力団関係事業者を、市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、市の事務事業に関する契約の相手方に対し、下請けその他の当該契約に関連する契約の相手方（以下「下請契約等の相手方」という。）から暴力団員を排除するために必要な措置を講ずるよう義務付けるものとする。
- 3 市は、市の事務事業に関する相手方に対し、当該契約に係る業務の遂行に当たって暴力団員から不当要求行為を受けたとき又は下請契約等の相手方が当該下請契約等に係る業務の遂行に当たって暴力団員若しくは暴力団関係事業者から不当要求を受けたことを知ったときは、市に報告するとともに、警察に通報するなど、必要な協力を行うよう義務付けるものとする。
- 4 市は、市の事務事業に関する契約の相手方が、前2項の規定により当該契約において定められた義務に違反したときは、当該契約の相手方について、市が実施する入札に参加させないなどの必要な措置を講ずるものとする。

（公共施設の利用に係る措置等）

第7条 市長、教育委員会及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「市長等」という。）は、公共施設（市が設置し、又は管理する施設（付属施設を含む。）をいう。）の利用の許可の申請があった場合において、当該公共施設が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の利用を許可しないことができるものとする。

- 2 市長等は、既に公共施設の利用を許可している場合において、当該利用が暴力団の活動に利用されていると認めるときは、当該許可を取消し、又は当該利用の中止を命ずることができるものとする。
- 3 市長等は、前項の規定により使用等の許可を取消し、又は使用等の中止を命じた場合において、当該使用等に係る者に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

(市民及び事業者に対する支援)

第8条 市は、市民等が暴力団又は暴力団員に対する訴訟の提起その他の暴力団の排除のための活動に自主的に取り組むことができるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、市民等が安心して暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう、警察と緊密に連携し、その安全の確保に努めるものとする。

(青少年に対する指導等)

第9条 市は、暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体と連携し、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団による犯罪の被害を受けないようにするための指導又は助言等が適切に行われるよう、青少年の育成に携わる者に対し必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第10条 市は、市民等の暴力団の排除に対する理解を深め、暴力団の排除に関する活動に取り組む機運を醸成するため、広報その他必要な啓発活動を行うものとする。

(暴力団の威力利用の禁止)

第11条 市民は、債権の回収、紛争の解決等に関し、暴力団員を利用すること、又は自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧すること等、暴力団の威力を利用してはならない。

(利益供与の禁止)

第12条 市民は、暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して、金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

(個人情報の収集及び提供)

第13条 千歳市個人情報保護条例(平成7年条例第16号)第2条第1項第1号に規定する実施機関(以下「実施機関」という。)及び地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、暴力団の排除のために必要な個人情報(千歳市個人情報保護条例第2条第1項第2号に規定する個人情報をいう。)を必要かつ最小限の範囲内で収集することができるものとする。

2 実施機関及び指定管理者は、この条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、前項の規定により収集した個人情報のうち必要と認めるものを警察その他の機関へ提供し、当該個人情報に係る個人が暴力団員であるかどうかの確認をすることができるものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、

市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年 月 日から施行する。